

第7期岬町障害福祉計画・
第3期岬町障害児福祉計画

素案

令和6年1月

岬町

「障害（がい）」の表記について

岬町では、

- ①人を表すときに、「害」の字を用いることは人権尊重の観点からも好ましくない。
- ②「害」の字を用いることにより、不快に思う住民の方の思いへの配慮が必要である。
- ③この取組を推進することで、住民が「障がい」に対する理解を示すきっかけとする。

以上のことを鑑み、「障害」の表記を「障がい」にすることについて、「人の状態」を表す場合は、ひらがな表記とすることとしています。

法令や条例名、固有名詞、学術用語、医学用語等については除外しています。

○1つの単語となっているもの、法律・医学用語・条例等は、漢字で表記しています。

【例】障害者施策、障害者施設、障害支援区分、障害者制度改革、3障害、障害福祉サービス

○文章中でてきたもの、障がい者の、障がい児の等は、ひらがなで表記しています。

【例】一人ひとりの障がい、それぞれの障がいに応じて

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の対象	1
5 国の基本指針の見直しにおける主なポイント	2
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	4
1 人口・世帯	4
2 障害者手帳等の所持者数	6
3 障害者手帳所持者数の推計	11
第3章 障害福祉計画の展開	12
1 成果目標（令和8年度末の目標）	12
2 地域資源の状況	18
3 障害福祉サービスの見込み	20
4 地域生活支援事業の見込み	37
第4章 障害児福祉計画の展開	45
1 障害児支援の提供体制の整備等	45
2 障害児支援等の見込み	47
3 子ども・子育て支援事業計画との連携について	49
4 幼児期の学校教育・保育	49
5 地域子ども・子育て支援事業	50
第5章 円滑な障害福祉サービス等提供のための方策	53
1 基本的理念	53
2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	54
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	55
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	57
5 障がい者等に対する虐待の防止	59
6 意思決定支援の促進	59
7 障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進	59
8 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	60
9 障がいを理由とする差別の解消の推進	60
10 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に	

向けた取組や事業所における研修等の充実	60
11 ユニバーサルデザインの推進	60
第6章 計画の推進体制.....	61
1 推進体制及び関係機関の連携	61
2 制度の普及啓発等	61
3 計画の点検・評価	61

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

障がいのある人を取り巻く状況は、高齢化や障害の重度化・重複化が進んでいます。支援を必要とする人が増加する一方、家族介護者の高齢化も進んでおり、障がいのある人と支える人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

本町では、障害者施策を総合的に展開するための中長期計画である「第4次岬町障害者基本計画（令和3年度～令和8年度）」に基づき、障害者施策の推進を図っています。

また、障害福祉サービス等の計画的な提供を確保することを目的とした「第6期岬町障害福祉計画・第2期岬町障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、障がいのある人に向けた支援に取り組んできましたが、令和5年度が最終年度であることから現行計画を見直すとともに、法制度の変更や社会情勢の変化、障害福祉サービスのニーズの多様化を踏まえ、「第7期岬町障害福祉計画・第3期岬町障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、障害児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画として位置づけています。

3 計画の期間

「第7期岬町障害福祉計画及び第3期岬町障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画です。令和8年度末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4次岬町障害者基本計画					
第6期岬町障害福祉計画 第2期岬町障害児福祉計画			第7期岬町障害福祉計画 第3期岬町障害児福祉計画		

4 計画の対象

本計画の対象は、平成23年に改正された「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

- 身体障害者（児）
- 知的障害者（児）
- 精神障害（発達障害を含む）者（児）
- その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

5 国の基本指針の見直しにおける主なポイント

市町村における障害福祉計画及び障害児福祉計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して策定することとされています。

基本指針は、障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な方針を定めるものです。直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和6年度～令和8年度までの第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定するにあたって即すべき事項を定めています。

●基本指針見直しの主な事項

<p>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ○強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ○地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ○地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ○グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
<p>③福祉施設から一般就労への移行等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ○就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ○一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ○地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
<p>④障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村における重層的な障害児支援体制の整備 ○地域におけるインクルージョンの推進 ○地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ○障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ○市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ○強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ○地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
⑩障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ○相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ○市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ○支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ○計画期間の柔軟化 ○サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

出典：厚生労働省・子ども家庭庁 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

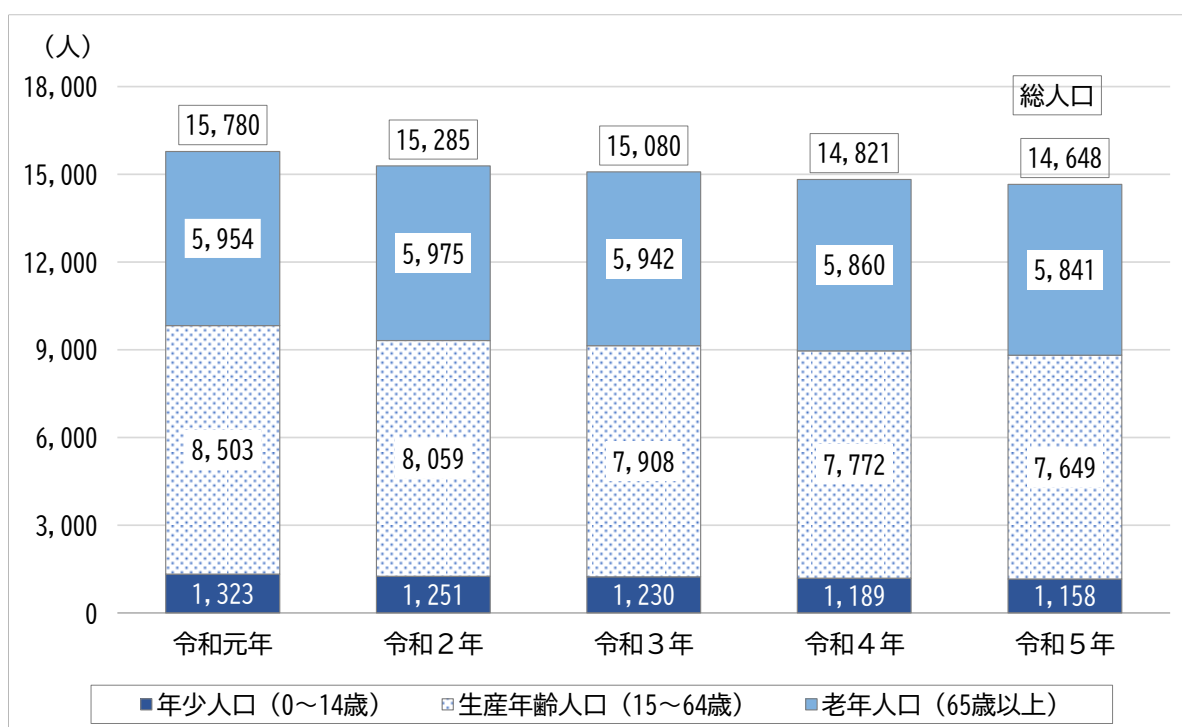
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口・世帯

(1) 人口の状況

本町の人口は減少傾向にあります。令和元年からの4年間で年少人口が165人、生産年齢人口が854人減少しています。また、老年人口は令和3年に減少に転じ、令和元年の5,954人が令和5年に5,841人となり、113人減少しています。

■ 年齢3区分別人口の推移

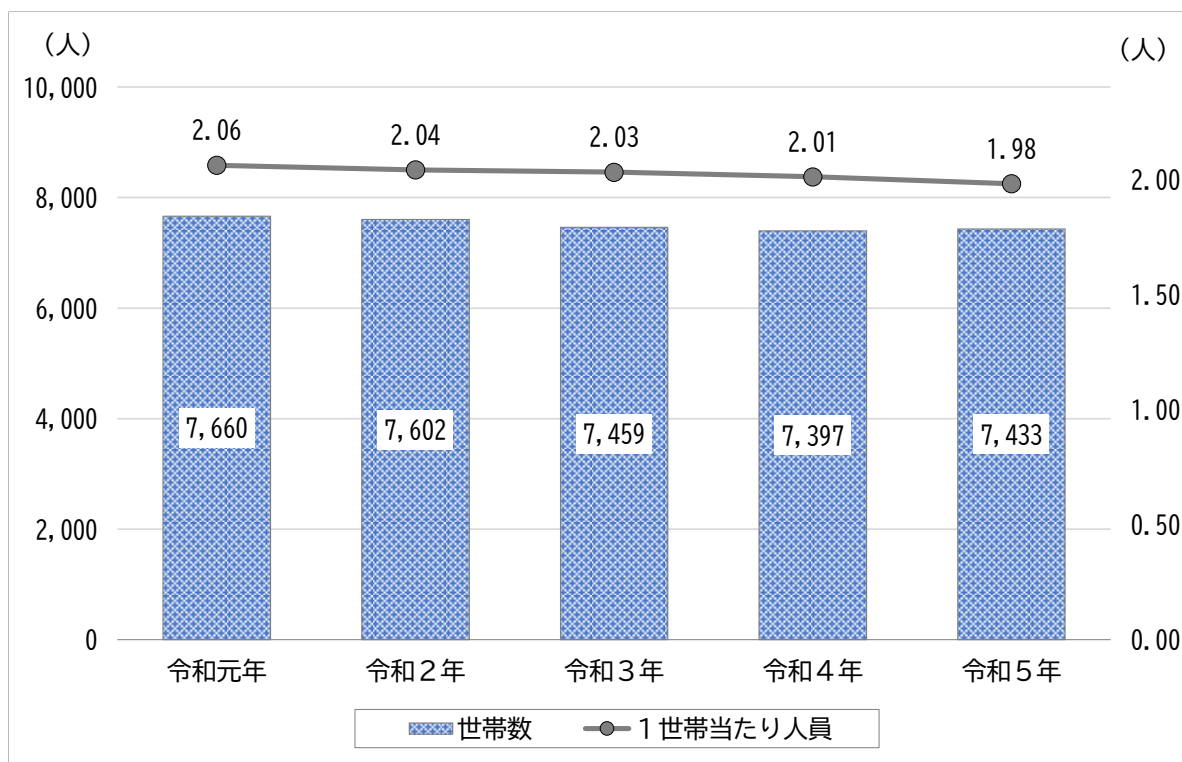


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 世帯の状況

世帯数は令和5年10月1日現在で7,433世帯となっており、緩やかに減少しています。また、1世帯当たり人員も減少傾向にあり、令和元年には2.06人でしたが、令和5年には1.98人となり、2.00人を下回っています。

■ 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



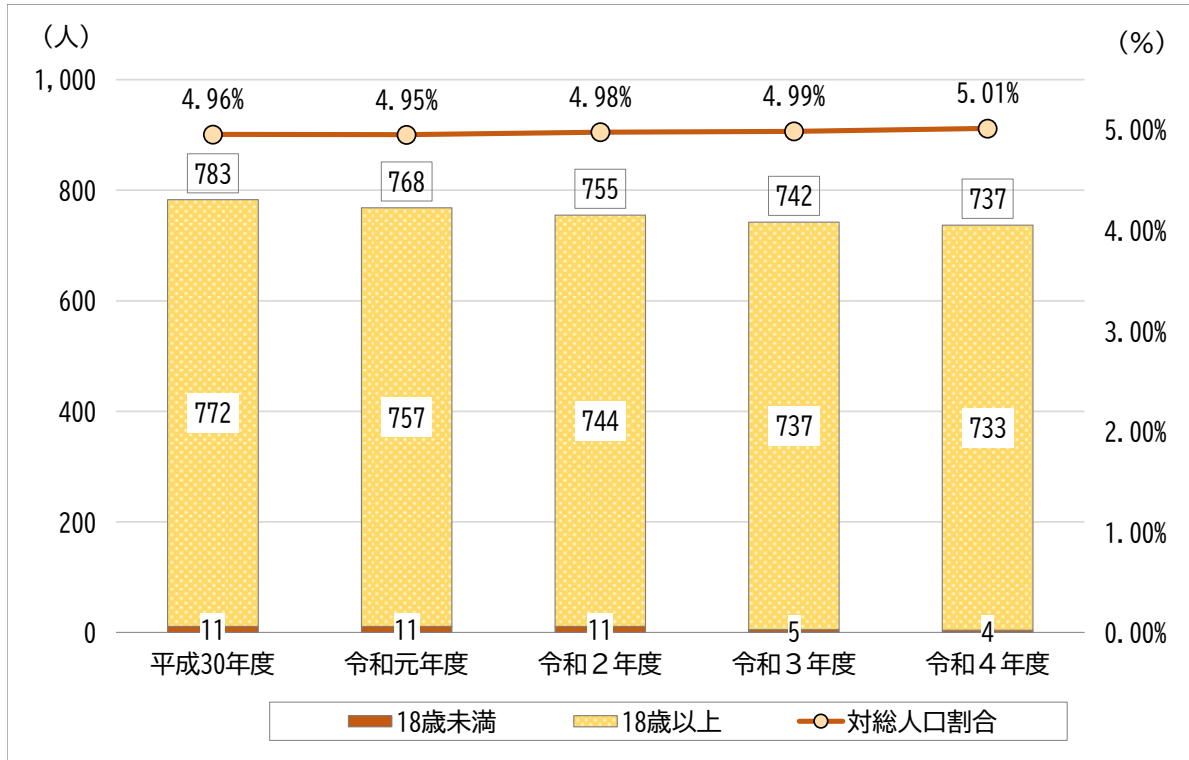
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 障害者手帳等の所持者数

(1) 身体障害者

身体障害者手帳所持者を年齢層別にみると、18歳以上が多数を占めており、総数は微減傾向、総人口に対する割合はほぼ横ばい傾向にあります。

■ 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

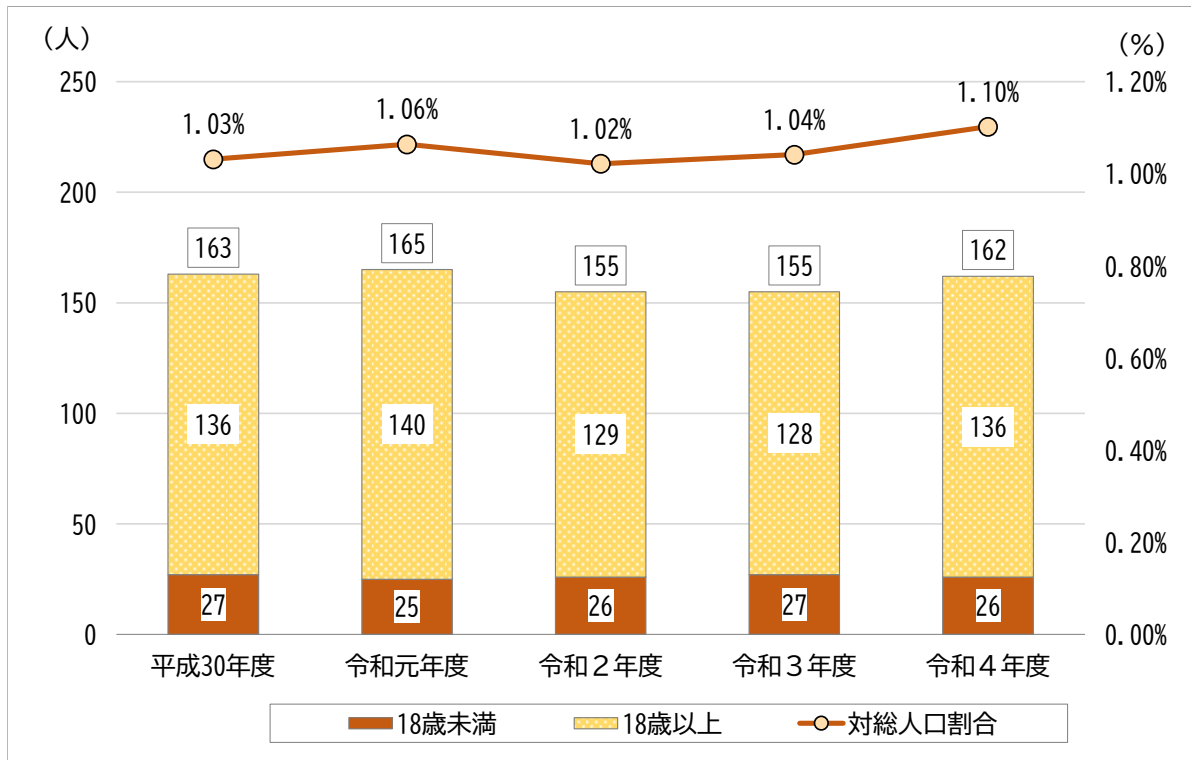
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
等級別	1級	197	189	187	188	187
	2級	122	127	125	127	119
	3級	126	122	125	113	114
	4級	229	222	205	203	208
	5級	48	52	57	57	57
	6級	61	56	56	54	52
種類別	視覚障害	38	39	43	43	42
	聴覚・平衡機能障害	80	78	77	80	81
	音声・言語・そしゃく機能障害	10	10	12	11	11
	肢体不自由	428	420	409	389	380
	内部障害	227	221	214	219	223
合計		783	768	755	742	737

資料：地域福祉課（各年度末現在）

(2) 知的障害者

療育手帳所持者数を年齢層別にみると、18歳以上は年により増減をしていますが、18歳未満はほぼ横ばい傾向にあります。程度別にみると、Aは年により増減し、B1は微増もしくは横ばいで推移していますが、B2は令和3年度以降増加しています。総人口に対する割合は、令和2年度に下降しましたが、令和3年度以降上昇に転じています。

■ 療育手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
程度別	A	81	80	74	70	72
	B1	34	34	37	38	37
	B2	48	51	44	47	53
合計		163	165	155	155	162

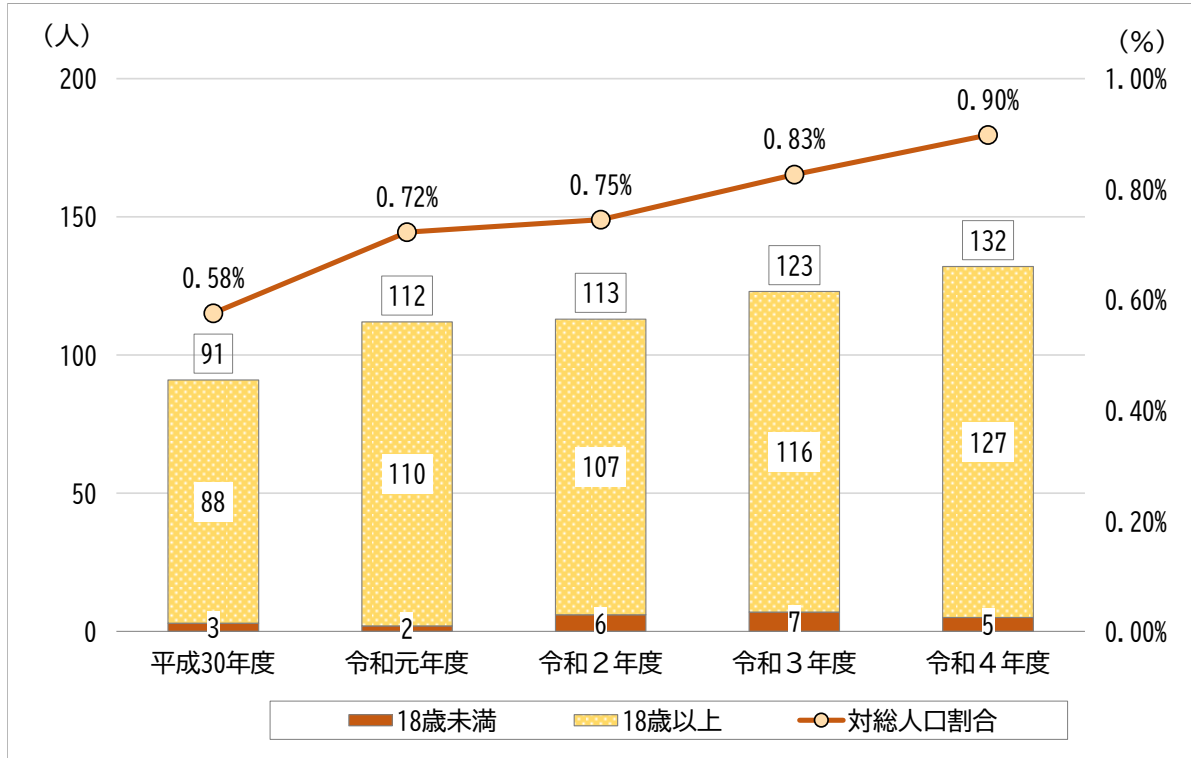
資料：地域福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、総数は増加傾向、総人口に占める割合は、一貫して上昇傾向にあります。

等級別にみると、3級は増加傾向にあります。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

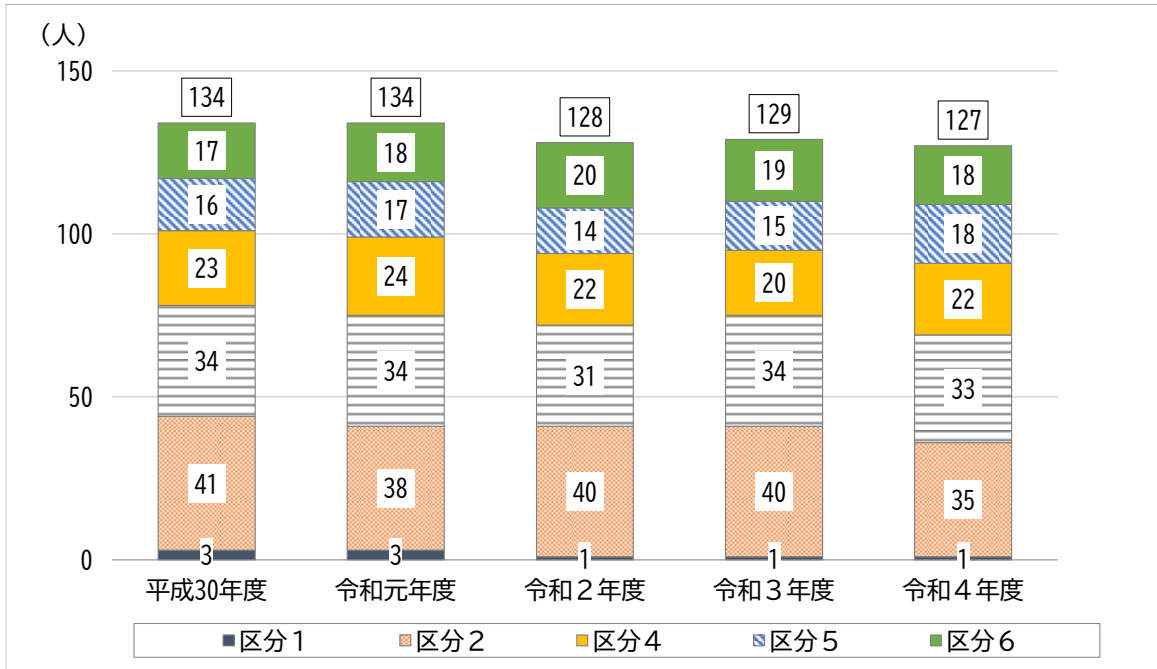
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
等級別	1級	3	4	8	8	8
	2級	66	76	67	68	77
	3級	22	32	38	47	47
合計		91	112	113	123	132

資料：地域福祉課（各年度末現在）

(4) 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスの利用に際し、必要となる「障害支援区分」の認定状況は次のとおりです。総数においては、令和2年度以降おおむね横ばい傾向にあります。

■ 障害支援区分認定状況の推移

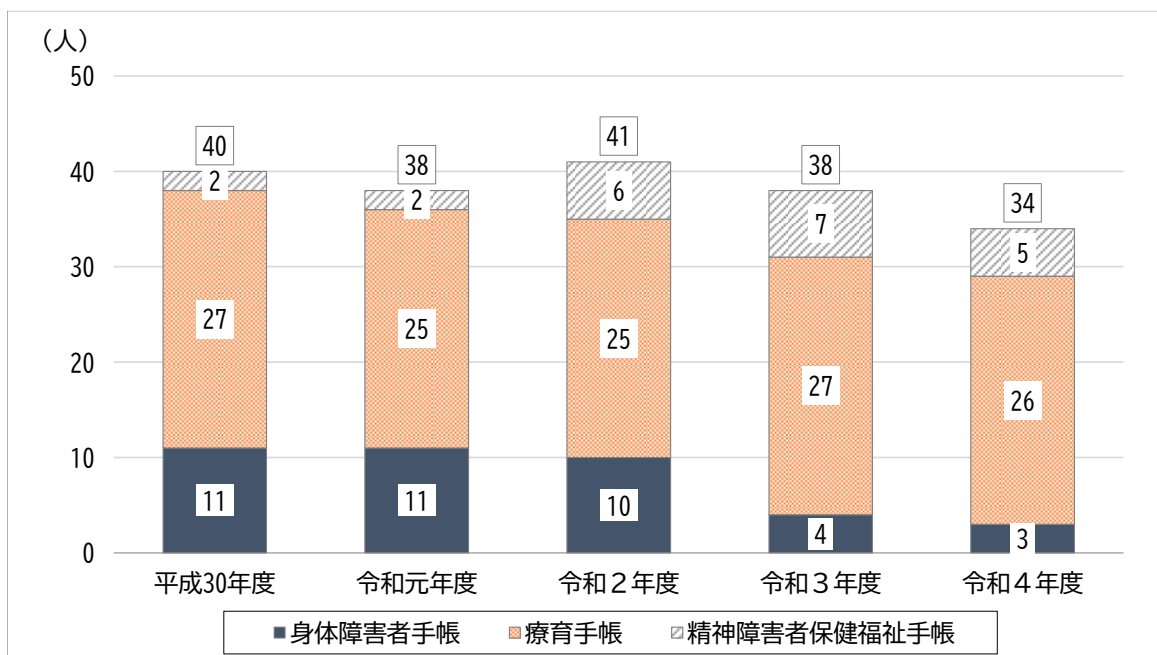


資料：地域福祉課（各年度末現在）

(5) 障がい児における障害者手帳所持者数の推移

本町の18歳未満の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数の減少により、令和3年度から減少傾向となっており、令和4年度では34人となっています。

■ 障がい児における障害者手帳所持者数の推移



資料：地域福祉課（各年度末現在）

(6) 保育所における障がい児の在籍状況

令和5年3月1日現在、町内における障がい児数は、3歳が2人、4歳以上が1人で計3人となっており、保育所在籍児数の1.5%となっています。

■ 障がい児における障害者手帳所持者数の推移

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
在籍児数	3歳未満	93	82	76	81	85
	3歳	35	38	36	39	30
	4歳以上	73	72	81	79	83
在籍障がい児数	3歳未満	1	0	0	0	0
	3歳	0	0	0	1	2
	4歳以上	9	1	0	1	1
加配保育士数	3歳未満	1	0	0	0	0
	3歳	0	0	0	1	1
	4歳以上	5	1	0	1	1

資料：子育て支援課（各年3月1日現在）

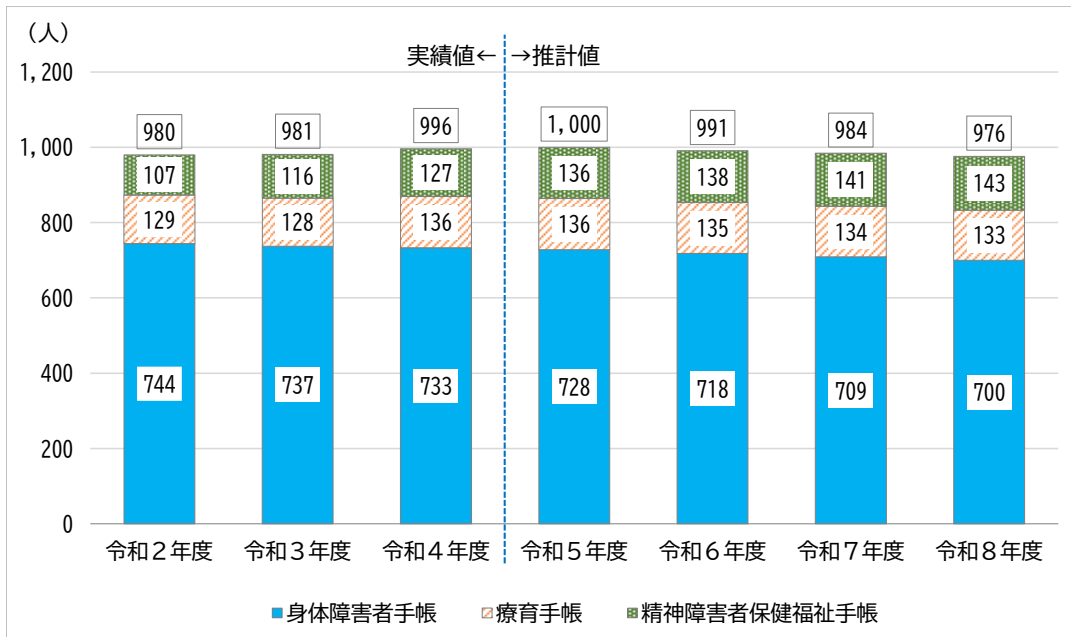
3 障害者手帳所持者数の推計

(1) 18歳以上の障害者手帳所持者数の推計

18歳以上の障害者手帳所持者数は、令和6年度より微減傾向になると見込まれます。

手帳の種別でみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向になると見込まれる一方、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向になると見込まれます。

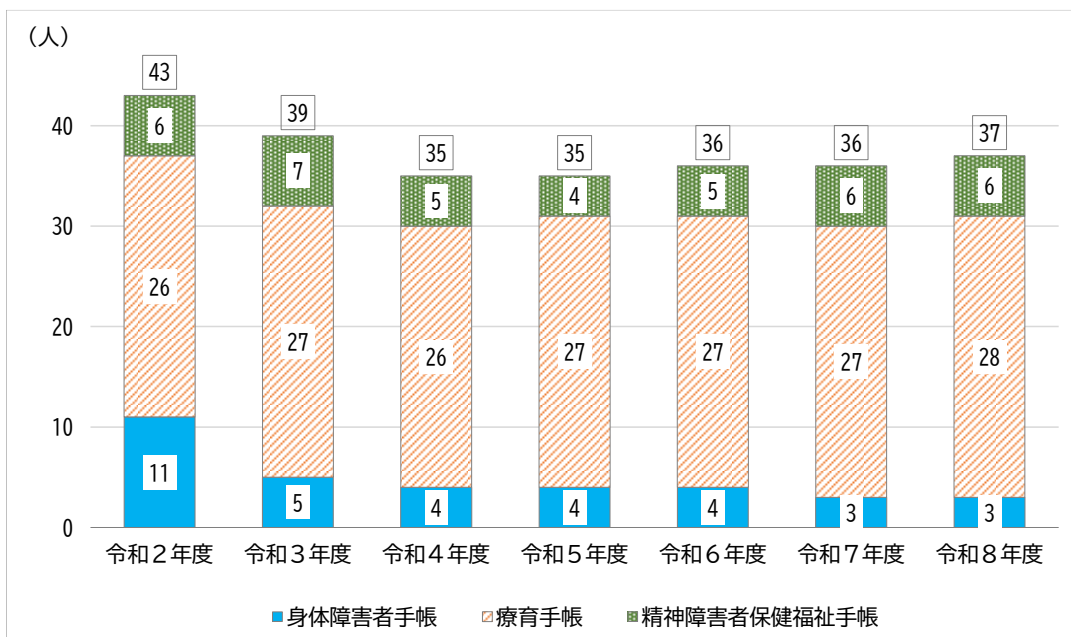
■ 18歳以上の障害者手帳所持者数の推計



(2) 18歳未満の障害者手帳所持者数の推計

18歳未満の障害者手帳所持者数は、令和6年度よりほぼ横ばい傾向になると見込まれます。

■ 18歳未満の障害者手帳所持者数の推計



第3章 障害福祉計画の展開

1 成果目標（令和8年度末の目標）

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、第6期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

○地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上

○施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

項目	数値	備考
施設入所者数 A	16人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活への移行者数	1人	地域生活に移行する人の目標値
【目標】施設入所者の削減数 B	1人	令和4年度末時点から、令和8年度末時点における施設入所者の削減目標値
	6.3%	削減割合（B/A）
令和8年度末時点の施設入所者数	15人	

確保のための方策

ア 計画相談支援、地域相談支援の利用促進や、居宅サービス、日中活動系サービス等の情報提供を積極的に行います。

イ 障がい者に対する理解の向上にむけた周知・啓発に取り組めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、町や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、阪南市と共同設置した保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、関係者等との連携による支援体制を構築していきます。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】	
○令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする	
○令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する	
○令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とする	

項目		目標値	備考
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数		325.3日以上	令和8年度
精神病床における1年以上の長期入院患者数		28人以下	65歳以上と65歳未満の区別は設けない 令和8年6月末日
精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	68.9%以上	令和8年度
	入院後6か月時点	84.5%以上	
	入院後12か月時点	91.0%以上	

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針では、障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討するとしています。

また、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めるとしています。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 各市町村における地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める
- 地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行う
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

項目	目標値	備考
地域生活支援拠点の数	1か所	令和8年度末
年1回以上の運用状況の検証・検討	実施	地域生活支援拠点部会の開催による
阪南岬あんしんネット登録事業所数	13事業所	令和8年度末
強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査	実施	令和8年度末

確保のための方策

ア 阪南市と共同設置している自立支援協議会で地域生活支援拠点としての住民ニーズを踏まえ、運用状況について検証・検討を実施します。

イ 強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査を令和8年度末までに実施し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、第6期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第7期計画の成果目標の設定

<p>【国の目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする ○就労移行支援事業を通じた移行者数を1.31倍以上とする ○就労継続支援A型事業を通じた移行者数を概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業を通じた移行者数を概ね1.28倍以上とする ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする【新規】 ○就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする ○就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする <p>【大阪府の目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の向上

項目	目標値	備考
年間一般就労移行者数	6人	令和3年度実績：4人
就労移行支援事業からの一般就労	4人	令和3年度実績：3人
就労A型事業からの一般就労	2人	令和3年度実績：1人
就労B型事業からの一般就労	0人	令和3年度実績：0人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	6割以上	【新規】大阪府の目標値と同様
就労定着支援事業の利用者数	2人	令和3年度実績：1人
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	15,500円	令和4年度実績を上回る

確保のための方策

- ア 相談支援専門員やハローワーク、障がい者就業・生活支援センターと連携し、一般就労につながるよう支援体制の構築に努めます。
- イ 一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう就労定着支援事業者との連携や、事業者の確保に努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、基幹相談支援センターを設置による地域の相談支援体制の強化や、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うこととされています。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
- 自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

項目	目標値	備考
基幹相談支援センターの設置	1か所	
地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	
自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施	

確保のための方策

- ア 地域生活支援拠点等機能強化事業において、引き続き相談支援事業所と連携し、相談支援体制の強化を図る取組を推進します。
- イ 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を推進するために必要な協議会の体制を確保する。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を求めています。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

○令和8年度末までに都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する

項目	目標値	備考
障害福祉サービス等に係る各種研修	1人/年	
不正請求の未然防止等の観点からの取組の実施	実施	

確保のための方策

ア 障害者総合支援法の具体的内容を理解及び促進する観点から、府や町が実施する研修への積極的な参加を図ります。

イ 不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等を推進します。

2 地域資源の状況

(1) 障害福祉サービス等提供事業所

町内で障がい者及び障がい児に対する支援やサービスを提供する事業所数は、下表のとおりです。

■ 障害福祉サービス提供事業所

サービス項目	事業所数 (か所)	定員 (人)	備考
居宅介護	4	-	
重度訪問介護	3	-	
同行援護	3	-	
行動援護	0	-	
重度障害者等包括支援	0	-	
生活介護	2	50	
自立訓練（機能訓練）	0	-	
自立訓練（生活訓練）	0	-	
就労移行支援	0		
就労継続支援A型	2	30	
就労継続支援B型	2	35	
就労定着支援	0	-	
療養介護	0	-	
短期入所（福祉型・医療型）	3	81	併設型定員 5 人 空床型定員 76 人
自立生活援助	0	-	
共同生活援助	1	19	
施設入所支援	1	35	
計画相談支援	4	-	
地域移行支援	1	-	
地域定着支援	1	-	
児童発達支援	0	-	
医療型児童発達支援	0	-	
放課後等デイサービス	0		
保育所等訪問支援	0	-	
居宅訪問型児童発達支援	0	-	
福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設	0		
障害児相談支援	4	-	

資料：広域福祉課（令和 5 年 9 月末現在）

(2) 地域生活支援事業の提供事業所

町内で地域生活支援事業を提供している事業所等は下表のとおりです。

■ 地域生活支援事業の提供事業所

【必須事業】

サービス項目	事業所数 (か所)	備 考
理解促進研修・啓発事業	1	
自発的活動支援事業	1	
相談支援事業	1	
成年後見制度利用支援事業	1	
成年後見制度法人後見支援事業	0	
意思疎通支援事業	有	
日常生活用具給付等事業	有	
手話奉仕員養成研修事業	有	
移動支援事業	44	
地域活動支援センター機能強化事業	1	

資料：地域福祉課（令和5年9月末現在）

(3) 相談支援事業所

障がいに関する町内の相談支援事業所は下表のとおりです。

■ 相談支援事業所

サービス項目	事業所数 (か所)	備 考
指定一般相談支援事業所	1	
指定特定相談支援事業所	4	
指定障害児相談支援事業所	4	

資料：広域福祉課（令和5年9月末現在）

3 障害福祉サービスの見込み

障害福祉サービスの利用量については、第6期計画期間中、サービス提供事業者の参入状況に大きな変化はなく、サービス利用状況についても大きな変動がみられないことから、第6期計画期間中における利用実績を踏まえ、アンケート調査の利用意向も考慮して見込量を設定しています。

障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量の算定に当たっては、各サービスの月間の実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として積算することを基本としています。

なお、【実績】表中、令和5年度は見込みとなります。

$$\text{サービス見込量} = \text{実利用見込者数} \times 1 \text{人当たり月平均利用量} [\text{日数} \cdot \text{時間}]$$

(1) 訪問系サービス及び短期入所

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障害・精神障害があり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的にを行います。

【見込量の単位と算出の考え方】

サービス名	見込量の単位
① 居宅介護 ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援	月平均の利用時間総数 [時間] 月平均の利用見込者数 [人]

① 居宅介護

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から身体障害者の利用を多く見込んでいます。

【実績】

(月平均)

居宅介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
身体	26	562	27	556	23	506
知的	11	157	11	180	11	200
障がい児	1	6	2	10	2	15
精神	15	192	16	192	15	181
計	53	917	56	938	51	902

【見込み】

(月平均)

居宅介護	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
身体	26	572	27	594	28	616
知的	11	220	11	220	11	220
障がい児	2	22	2	22	2	22
精神	18	234	18	234	18	234
計	57	1,048	58	1,070	59	1,092

② 重度訪問介護

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から身体障害者の利用を見込んでいます。

【実績】

(月平均)

重度訪問介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
身体	1	1	1	135	1	458
知的	0	0	0	0	0	0
精神	0	0	0	0	0	0
計	1	1	1	135	1	458

【見込み】

(月平均)

重度訪問介護	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
身体	1	450	1	450	1	450
知的	0	0	0	0	0	0
精神	0	0	0	0	0	0
計	1	450	1	450	1	450

③ 同行援護

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から身体障害者の利用を見込んでいます。障がい児は実績がなく、利用を見込んでいません。

【実績】

(月平均)

同行援護	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
身体	6	171	6	182	5	180
障がい児	0	0	0	0	0	0
計	6	171	6	182	5	180

【見込み】

(月平均)

同行援護	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
身体	6	192	6	192	6	192
障がい児	0	0	0	0	0	0
計	6	192	6	192	6	192

④ 行動援護

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から知的障害者と障がい児の利用を見込んでいます。

【実績】

(月平均)

行動援護	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
身体	4	60	5	129	6	156
知的	1	13	0	0	0	0
精神	0	0	0	0	0	0
計	5	73	5	129	6	156

【見込み】

(月平均)

行動援護	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
身体	7	182	7	182	7	182
知的	1	31	1	31	1	31
精神	0	0	0	0	0	0
計	8	213	8	213	8	213

⑤ 重度障害者等包括支援

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。身体・知的・精神障害者、障がい児ともに利用実績がなく、利用を見込んでいません。

【実績】

(月平均)

重度障害者等包括支援	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
身体	0	0	0	0	0	0
知的	0	0	0	0	0	0
障がい児	0	0	0	0	0	0
精神	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

【見込み】

(月平均)

重度障害者等包括支援	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
身体	0	0	0	0	0	0
知的	0	0	0	0	0	0
障がい児	0	0	0	0	0	0
精神	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

サービス名	内容
短期入所 (ホームヘルプ)	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。

【見込量の単位と算出の考え方】

サービス名	見込量の単位
⑥ 短期入所	月平均の利用時間総数 [時間] 月平均の利用見込者数 [人]

⑥ 短期入所

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から、特に知的障害者の利用を多く見込んでいます。

【実績】

(月平均)

短期入所	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	日	人	日	人	日
身体	1	3	0	0	0	0
知的	4	18	4	33	4	30
障がい児	2	13	1	13	1	13
精神	0	0	0	0	1	1
計	7	34	5	46	6	44

【見込み】

(月平均)

短期入所	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	日	人	日	人	日
身体	1	3	1	3	1	3
知的	4	33	4	33	4	33
障がい児	1	13	1	13	1	13
精神	1	1	1	1	1	1
計	7	50	7	50	7	50

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排泄・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者や精神障害者に対して、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント(就労能力や就労に対する意欲などを評価するシステム)の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。

サービス名	内 容
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。

【見込量の単位と算出の考え方】

サービス名	見込量の単位
①生活介護 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練） ③就労移行支援 ④就労継続支援（A型・B型）	月平均の利用日通総数 [時間] 月平均の利用見込者数 [人]
⑤就労定着支援	月平均の利用見込者数 [人]
⑥就労選択支援	月平均の利用日数総数 [時間] 月平均の利用見込者数 [人]
⑦療養介護	利用実人員 [人]

① 生活介護

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から、特に知的障害者の利用を多く見込んでいます。

【実績】

(月平均)

生活介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	日	人	日	人	日
身体	6	109	6	108	6	103
知的	23	478	23	489	23	525
精神	0	0	0	0	1	1
計	29	587	29	597	30	629

【見込み】

(月平均)

生活介護	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	日	人	日	人	日
身体	6	114	6	114	6	114
知的	23	483	23	483	23	483
精神	1	1	1	1	1	1
計	30	598	30	598	30	598

② 自立訓練

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。知的障害者と精神障害者の利用を見込み、身体障害者は利用を見込んでいません。身体障害者は利用実績がなく、利用を見込んでいません。

【実績】

(月平均)

自立訓練	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	日	人	日	人	日
身体（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
知的（生活訓練）	1	15	1	8	0	0
精神（生活訓練）	1	8	1	1	1	1
計	2	23	2	9	1	1

【見込み】

(月平均)

自立訓練	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	日	人	日	人	日
身体（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
知的（生活訓練）	1	8	1	7	1	6
精神（生活訓練）	1	1	1	1	1	1
計	2	9	2	8	2	7

③ 就労移行支援

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。知的障害者と精神障害者は利用実績から、サービス利用量の増加を見込んでいます。

【実績】

(月平均)

就労移行支援	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	日	人	日	人	日
身体	1	6	2	24	1	6
知的	1	8	1	19	1	23
精神	2	30	2	36	3	75
計	4	44	5	79	5	104

【見込み】

(月平均)

就労移行支援	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	日	人	日	人	日
身体	1	8	1	8	1	8
知的	1	25	1	26	1	28
精神	3	80	3	85	3	89
計	5	113	5	119	5	125

④ 就労継続支援

< A型 >

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から第6期と同程度の利用を見込んでいます。

【実績】

(月平均)

就労継続支援< A型 >	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	日	人	日	人	日
身体	4	70	3	55	2	44
知的	5	103	5	105	6	124
精神	3	42	2	32	2	48
計	12	215	10	192	10	216

【見込み】

(月平均)

就労継続支援< A型 >	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	日	人	日	人	日
身体	3	60	3	60	3	60
知的	5	100	5	100	5	100
精神	3	54	3	54	3	54
計	11	214	11	214	11	214

< B型 >

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から第6期と同程度の利用を見込んでいます。

【実績】

(月平均)

就労継続支援< B型 >	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	日	人	日	人	日
身体	5	80	5	93	5	111
知的	45	873	47	909	48	969
精神	19	294	20	302	22	345
計	69	1,247	72	1,304	75	1,425

【見込み】

(月平均)

就労継続支援< B型 >	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	日	人	日	人	日
身体	5	110	5	110	5	110
知的	48	969	49	989	50	1,009
精神	23	368	24	384	25	400
計	76	1,447	78	1,483	80	1,519

⑤ 就労定着支援

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から第6期と同程度の利用を見込んでいます。

【実績】

(月平均)

就労定着支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
	1	1	1

【見込み】

(月平均)

就労定着支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
	1	1	1

⑥ 就労選択支援

【第7期計画における見込量】

第7期計画期間中に開始されるサービスであることから、令和8年度の利用を見込んでいます。

【見込み】

(月平均)

就労選択支援	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	日	人	日	人	日
	0	0	0	0	1	14

⑦ 療養介護

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から第6期と同程度の利用を見込んでいます。

【実績】

(月平均)

療養介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
	1	1	1

【見込み】

(月平均)

療養介護	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
	1	1	1

確保のための方策

ア NPO法人、社会福祉法人、民間事業者などの事業参入を促進し、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。

イ 当事者のニーズに応じたサービス提供が行えるよう、各障害福祉サービス事業者に対し、資質の向上を働きかけていくとともに、積極的な利用を促進します。

ウ サービス基盤のあり方について地域自立支援協議会等で検討します。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を計画的に推進する、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、関係機関の協議の場において、関連施策を展開します。

【実績】

サービス種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		回/年	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	人/年	1	1	1
	医療	人/年	1	1	1
	福祉	人/年	3	3	3
	介護	人/年	0	0	0
	当事者	人/年	0	0	0
	家族	人/年	0	0	0
	その他	人/年	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回/年	2	2	2

【見込み】

サービス種別		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		回/年	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	人/年	1	1	1
	医療	人/年	1	2	2
	福祉	人/年	3	3	3
	介護	人/年	1	1	1
	当事者	人/年	1	1	1
	家族	人/年	1	1	1
	その他	人/年	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回/年	2	2	2

確保のための方策

ア 阪南市と共同設置した、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、事例からみえる地域の課題の共有に努めます。

イ 現在、協議の場に参加している関係者のみならず、その他関係者にも協議の場への参加を働きかけ、重層的な支援体制の構築に努めます。

(4) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

【見込量の単位と算出の考え方】

サービス名	見込量の単位
①自立生活援助 ②共同生活援助 (グループホーム) ③施設入所支援	利用実人員 [人]

① 自立生活援助

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績がなく、利用を見込んでいません。

【実績】

(月平均)

自立生活援助	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
身体	0	0	0
知的	0	0	0
精神	0	0	0
計	0	0	0

【見込み】

(月平均)

自立生活援助	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
身体	0	0	0
知的	0	0	0
精神	0	0	0
計	0	0	0

② 共同生活援助（グループホーム）

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から、利用の増加を見込んでいます。

【実績】

(月平均)

共同生活援助（グループホーム）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
身体	2	2	2
知的	21	24	22
精神	6	5	7
重度障害者	0	0	0
計	29	31	31

【見込み】

(月平均)

共同生活援助（グループホーム）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
身体	2	2	2
知的	25	25	26
精神	7	7	7
重度障害者	0	0	0
計	34	34	35

③ 施設入所支援

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績とともに、国が示す削減目標（令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減する）を考慮し、身体障害者で各年2人の利用、知的障害者では13人の利用を見込んでいます。

【実績】

(月平均)

施設入所支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
身体	2	2	2
知的	15	18	13
精神	0	0	0
計	17	20	15

【見込み】

(月平均)

施設入所支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
身体	2	2	2
知的	13	13	13
精神	0	0	0
計	15	15	15

確保のための方策

- ア 家族介護者の高齢化や親亡き後も身近な地域で生活できるよう、グループホームなどの開設を促進します。また、重度の障がい者の受け入れが促進されるよう支援します。
- イ 相談支援事業の利用促進や、包括的な支援を行う事ができる体制を構築し、施設入所者の削減を目指します。

(5) 相談支援

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

【見込量の単位と算出の考え方】

サービス名	見込量の単位
①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援	月平均の利用見込者数 [人]

① 計画相談支援

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から、第6期と同程度の利用を見込んでいます。

【実績】

(月平均)

計画相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
身体	6	5	4
知的	20	19	22
障がい児	0	5	1
精神	10	11	10
計	36	40	37

【見込み】

(月平均)

計画相談支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
身体	5	5	5
知的	22	22	22
障がい児	3	3	3
精神	11	11	11
計	40	40	41

② 地域移行支援

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。計画期間においては利用を見込んでいません。

【実績】

(月平均)

地域移行支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
身体	0	0	0
知的	0	1	0
精神	0	0	0
計	0	1	0

【見込み】

(月平均)

地域移行支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
身体	0	0	0
知的	0	0	0
精神	0	0	0
計	0	0	0

③ 地域定着支援

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から、精神障害者で各年1人の利用を見込んでいます。

【実績】

(月平均)

地域定着支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
身体	0	0	0
知的	0	0	0
精神	1	1	0
計	1	1	0

【見込み】

(月平均)

地域定着支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
身体	0	0	0
知的	0	0	0
精神	1	1	1
計	1	1	1

確保のための方策

- ア 民間事業者などの参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。
- イ 相談支援従事者研修の受講を促進し、相談支援専門員の育成、確保に努めます。
- ウ 地域自立支援協議会 相談支援事業所連絡会において、相談支援事業所間の連携を促し、質の向上を働きかけます。

(6) 発達障害者等に対する支援

発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

	内 容
ペアレントトレーニング	保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。
ペアレントメンター	発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を生かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。
ピアサポート	ピアサポートは、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障害や疾病のある障害者のための支援を行うものです。

【見込量の単位と算出の考え方】

	見込量の単位
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	年間受講者数[人]
ペアレントメンターの人数	自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受講した人[人]
ピアサポート活動への参加人数	年間参加人数[人]

【実績】

(年間)

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	0

【見込み】

(年間)

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	0

確保のための方策

- ア 発達障害児者の保護者に対し、発達障害の特性を理解し、必要な知識の方法を身に付けるペアレントトレーニング等の実施を検討します。
- イ 発達障害児者の早期発見・早期支援には、発達障害児者及びその保護者等に対する支援が重要であることから支援体制の充実を図ります。

4 地域生活支援事業の見込み

(1) 必須事業

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がい者、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（以下「聴覚障害者等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障害児・者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター	一般就労が難しい障がい者に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

【見込量の単位と算出の考え方】

サービス種別	見込量の単位
理解促進研修・啓発事業	実施の有無
自発的活動支援事業	
相談支援事業	
障害者（児）相談支援事業	実施見込箇所数[か所]
基幹相談支援センター	主任相談支援専門員の配置人数[人] 地域の相談支援体制の強化の取組[実施の有無]
地域自立支援協議会	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数[回]
住宅入居等支援事業	実施の有無
成年後見制度利用支援事業	年間実利用見込者数[人]
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無
意思疎通支援事業	
手話通訳者派遣事業	年間利用件数・時間数
要約筆記者派遣事業	年間利用件数・時間数
手話通訳者設置事業	年間設置者数
日常生活用具給付等事業	
介護・訓練支援用具	年間の種類ごとの給付等見込件数[件] *「排泄管理支援用具」については、1か月分を1件とカウントする。
自立生活支援用具	
在宅療養等支援用具	
情報・意思疎通支援用具	
排泄管理支援用具	
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	
手話奉仕員養成研修事業	年間実養成講習修了見込者数（登録見込者数） [人]
移動支援事業	年間延べ利用見込者数 年間利用時間総数
地域活動支援センター	実施見込か所数 年間利用見込者数

① 理解促進研修・啓発事業

【実績】

理解促進研修・啓発事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

【見込み】

理解促進研修・啓発事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

【実績】

自発的活動支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

【見込み】

自発的活動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

【実績】

相談支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者（児）相談支援事業 [実施か所数]	1	1	1
基幹相談支援センター [設置の有無]	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業 [実施の有無]	無	無	無
地域自立支援協議会 [設置の有無]	有	有	有
住居入居等支援事業 [実施の有無]	有	有	有

【見込み】

相談支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者（児）相談支援事業 [実施か所数]	有	有	有
基幹相談支援センター	無	無	有
[主任相談支援専門員の配置数]（人）	無	無	無
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	無	無	6
[地域の相談支援体制の強化の取組]（実施の有無）	無	無	有
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	0	0	2
個別事例の支援内容の検証	0	0	6
地域自立支援協議会 [相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数]（事業者数）	5 (5 0)	5 (5 0)	5 (5 0)
協議会の専門部会の設置数（開催数）	6 (2 7回)	6 (2 7回)	6 (2 7回)
住居入居等支援事業	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

【実績】

成年後見制度利用支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数[人]	0	0	0

【見込み】

成年後見制度利用支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間実利用見込者数[人]	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

【実績】

成年後見制度法人後見支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	無	無	無

【見込み】

成年後見制度法人後見支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無

⑥ 意思疎通支援事業

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。要約筆記者派遣事業については、ニーズがなく、利用を見込んでいません。手話通訳者設置事業については、令和2年度より1名の手話通訳者を設置しています。

【実績】

意思疎通支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業 [件/時間]	56件/110時間	71件/137時間	48件/108時間
要約筆記者派遣事業 [件/時間]	0件/0時間	0件/0時間	0件/0時間
手話通訳者設置事業 [実施の有無/年間設置者数]	有/1	有/1	有/1

【見込み】

意思疎通支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業 [件/時間]	51件/105時間	56件/116時間	64件/132時間
要約筆記者派遣事業 [件/時間]	0件/0時間	0件/0時間	0件/0時間
手話通訳者設置事業 [年間設置者数] (人)	1	1	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績と第6期中の3か年の利用増減を考慮し、見込量を算定しています。

【実績】

日常生活用具給付等事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具 [件/年]	1	1	3
自立生活支援用具 [件/年]	4	8	1
在宅療養等支援用具 [件/年]	2	2	1
情報・意思疎通支援用具 [件/年]	17	18	3
排泄管理支援用具 [件/年]	329	368	310
居宅生活動作補助用具(住宅改修費) [件/年]	0	2	2

【見込み】

日常生活用具給付等事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 [件/年]	4	4	5
自立生活支援用具 [件/年]	2	3	5
在宅療養等支援用具 [件/年]	2	2	1
情報・意思疎通支援用具 [件/年]	21	19	19
排泄管理支援用具 [件/年]	311	308	304
居宅生活動作補助用具(住宅改修費) [件/年]	2	2	2

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績と第6期中の3か年の利用増を考慮し、見込量を算定しています。

【実績】

手話奉仕員養成研修事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実養成講習修了者数(登録者数)[人]	4	5	6

【見込み】

手話奉仕員養成研修事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間実養成講習修了見込者数（登録見込者数）	7	8	9

⑨ 移動支援事業

【第7期計画における見込量】

第6期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。利用実績から、知的障害者でサービス利用の増加が見込まれています。今後も社会参加の促進を図るため、サービスの充実を図ります。

【実績】

移動支援事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体	人/年	3	4	3
	時間/年	137	184	167
知的	人/年	20	22	19
	時間/年	1,612	1,716	2,138
障がい児	人/年	0	0	0
	時間/年	0	0	0
精神	人/年	6	4	1
	時間/年	363	303	380
計	人/年	29	30	23
	時間/年	2,112	2,203	2,685

【見込み】

移動支援事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体	人/年	3	3	2
	時間/年	145	145	136
知的	人/年	22	21	21
	時間/年	1,938	1,885	1,885
障がい児	人/年	1	1	1
	時間/年	20	20	20
精神	人/年	6	5	4
	時間/年	433	476	388
計	人/年	32	30	28
	時間/年	2,536	2,526	2,429

⑩ 地域活動支援センター

【実績】

地域活動支援センター I 型	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	1	1	1
年間利用者数	3	4	5

【見込み】

地域活動支援センター I 型	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施見込か所数	有	有	有
年間利用見込者数	5	6	7

(2) 任意事業

【見込量の単位と算出の考え方】

サービス種別	見込量の単位
日中一時支援事業	年間利用日数[人日]
生活支援事業（生活訓練等事業）	年間利用者数[人]

① 日中一時支援事業（日帰りショートステイ）

障がい者の日中活動の場を確保し、家族の就労支援、一時的な休息を目的として行います。

② 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な重度の身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

③ 生活支援事業（生活訓練等事業）

日常生活上必要な訓練・指導を行います。

④ 社会参加促進事業

障がい者(児)の社会参加を促進することを目的に、以下の支援を行います。

1. スポーツ大会やレクリエーション、創作教室・作品展等の文化活動を行うことにより、障がい者の社会参加を促進します。
2. 精神・知的障害者が地域で共生するために、地域住民とのコミュニティを築く支援を行います。
3. 視覚障害のある方を対象に、CD又はカセットテープに録音した広報の音声データ「声の岬だより」を発行します。

【実績】

任意事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	6	6	5
	人日	210	171	160
生活支援事業	人	22	16	18
社会参加促進事業	人	2	0	0

【見込み】

任意事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	6	6	6
	人日	180	180	180
生活支援事業	人	19	19	19
社会参加促進事業	人	25	25	25

第4章 障害児福祉計画の展開

市町村は障害児福祉計画において、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画を定めることとされています。本計画では、令和8年度を目標年度とした成果目標を定めることとします。

1 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、地域における重層的な障害児支援体制の整備や、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定などが求められています。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する
- 次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備する
 - (1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - (2) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - (3) 地域のインクルージョン機能
 - (4) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- なお、地域の実情により児童発達支援センター未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要
- 令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所以上確保する

項目	目標値	備考
児童発達支援センターの設置	1 か所	令和 8 年度末
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	令和 8 年度末
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所	令和 8 年度末
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	令和 8 年度末
医療的ケア児支援のための協議会の場	有	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		
福祉関係	1 人	配置済み
医療関係	1 人	令和 8 年度末

確保のための方策

- ア 障害児福祉主管課の子育て支援課が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備し、障害のある児童の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進します。
- イ 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所との連携や、事業所の確保に努めます。
- ウ 医療的ケア児支援のため、引き続き協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置（医療関係）を目指します。

2 障害児支援等の見込み

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と併せて、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援	施設等に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、重症心身障害児及びその家族が地域でいきいきと暮らせるよう支援を行います。

【見込量の単位と算出の考え方】

サービス種別	見込量の単位
児童発達支援	実利用見込者数[人] 月平均当たりの利用日数総数[日]
医療型児童発達支援	実利用見込者数[人] 月平均当たりの利用日数総数[日]
放課後等デイサービス	実利用見込者数[人] 月平均当たりの利用日数総数[日]
保育所等訪問支援	実利用見込者数[人] 月平均当たりの訪問回数【回】
居宅訪問型児童発達支援	実利用見込者数[人] 月平均当たりの訪問回数【回】
障害児相談支援	月平均当たりの利用人数[人]

【第3期計画における見込量】

第2期計画期間中の利用実績を踏まえて、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込量を設定しました。医療型児童発達支援では利用実績がなく、国の基本方針に則り、見込みから削除します。

【実績】

(月平均)

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
児童発達支援	人	10	10	11
	日	117	129	138
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	日	0	0	0
放課後等デイサービス	人	21	25	29
	日	286	372	466
保育所等訪問支援	回	1	1	3
居宅訪問型児童発達支援	回	0	0	0
障害児相談支援	人	4	5	6

【見込み】

(月平均)

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	11	12	12
	日	138	150	150
放課後等デイサービス	人	33	37	41
	日	528	592	656
保育所等訪問支援	回	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	回	0	0	0
障害児相談支援	人	6	6	6

確保のための方策

今後も利用者ニーズの把握に努め、民間事業者などの参入を促進するなど、サービス供給体制の充実を図り、事業展開を進めます。

3 子ども・子育て支援事業計画との連携について

障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があるとともに、都道府県及び市町村で策定される「子ども・子育て支援事業計画」との整合を図る必要があります。

本町では「第2期みさき子どもとおとなも輝くプラン」を令和2年3月に策定していることから、以下については、「第2期みさき子どもとおとなも輝くプラン」から抜粋した内容を記載しています。なお、見込量については、令和6年度中に次期みさき子どもとおとなも輝くプランの改定が予定されていることから、実績値のみの掲載とします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町内の障がい児数（手帳所持者数）見込み	36	36	37

[第5章子ども・子育て支援事業計画（抜粋）]

4 幼児期の学校教育・保育

(1) 提供体制の確保について

教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等による利用希望を踏まえ、均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

※認定区分

新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は以下の3区分です。

【1号】3～5歳で、教育のみを必要とする子ども（保護者が働いていない等）

【2号】3～5歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等）

【3号】0～2歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等）

認定区分	令和3年度実績				令和4年度実績				令和5年度見込み			
	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳	1号	2号	3号 1・2歳	3号 0歳
量の見込み	105	140	48	10	77	144	62	19	53	123	71	19
確保 特定教育・保育施設 方策 (利用定員)	190	170	65	21	190	170	65	21	170	160	65	21

※「特定教育・保育施設」：子ども・子育て支援法による施設型給付を行うために市町村が「確認」を行った幼稚園、認可保育所、認定こども園をいう。

5 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、次の13事業を実施することになっています。

(1) 提供体制の確保について

① 利用者支援事業

通常の育児相談とは異なり、具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員を配置して情報提供や関係機関との連絡調整などを行います。

本町では、子育て支援課において、子ども・子育て支援事業に係る情報を集約し、必要に応じて情報提供ならびに関係機関との連絡調整と地域連携を行います。

相談・ニーズに応じて情報提供を行う利用者支援は、子育て支援センターにおいても実施します。

また、保健センターにおいて、妊娠期から子育て期を対象とした総合的な相談支援を実施しています。

(単位：か所)

利用者支援事業	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
基本型	1	1	1
特定型	1	1	1
母子保健型	1	1	1
合計	3	3	3

※基本型：情報収集と提供に加えて関係機関との連絡調整、地域連携を行う。

※特定型：情報収集と提供のみを行う。

※母子保健型：妊娠期から子育て期を対象とした総合的な相談支援。

② 地域子育て支援拠点事業

本町では、岬町子育て支援センターを1か所開設しています。子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安の軽減や仲間づくりに結びつけています。今後は利用者支援事業を組み合わせ、機能強化を図ります。

(単位：延べ利用回数/月、か所)

地域子育て支援拠点事業	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
延べ利用回数	271	362	334
か所数	1	1	1

④ 乳児家庭全戸訪問事業

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の名称で新生児訪問を拡充し、4か月までの乳児の全家庭に対して、新生児記録票等から対象把握を行い、母子の健康状態の把握、子育て情報の提供や育児支援のサポートを行います。おおむね生後2か月までに、保健師又は助産師、看護師等が家庭訪問し体重測定や育児に関する相談に応じています。

ほぼ100%家庭訪問し、必要に応じた助言等を実施しています。また、里帰り分娩等で町内

にいない場合は、在宅市町へ訪問を依頼し、母子の状況を確認しています。

対象者から訪問拒否を受けた場合は、子育て支援課や保育所、子育て支援センター、医療機関等の関係機関と連携し、状況確認を行う必要があります。

(単位：人／年)

乳児家庭全戸訪問事業	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
	52	49	53

⑤ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業は子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな要因で養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者に対して育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。

乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、さまざまな経路を通じて、支援を必要としている家庭を早期に把握して適切な支援を行う必要があります。

(単位：人／年)

養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
	20	52	40

その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業としては、子どもを守る地域ネットワーク事業として、地域における児童虐待等の防止及び早期発見と対応のために、関係機関等と情報を共有し適切な連携を図ることにより、全ての児童が健やかに心豊かに暮らすことができることを目的として、岬町要保護児童対策地域協議会を設置しています。

岬町要保護児童対策地域協議会は子育て支援課が事務局となり、「代表者会議」「実務者会議」「ケース検討会議」を置き、教育委員会と連携して緊急時の会議の招集や情報収集に当たるとともに、参加機関が連携して虐待防止等のために対応します。

岬町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性向上に向けた研修や、ネットワーク関係機関の連携を強化するため、ケース記録や進行管理台帳の整備等に対する支援を行います。

⑥ 一時預かり事業

保育所を定期的にご利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者のリフレッシュなどを目的に保育所や地域子育て支援拠点などで日中子どもを預かる事業です。

本町では、子育て支援センターにおいて平成21年10月から実施しています。対象は1歳児から就学前児童で、子育て支援課で利用登録を行ったのち、子育て支援センターに申し込んでいただきます。行政が設置する委員会、審議会等への出席のために利用する場合は、子育て世代の参画を促進する観点から利用料の減免措置を実施しています。

- 定員 1日あたりおおむね4名
- 利用時間 (月～金) 9時～17時
- 利用料金 1歳～3歳未満 2,000円(1日)・1,000円(半日)
3歳～就学前 1,400円(1日)・700円(半日)

また、子育て支援センターの一時預かり事業（一般型）に加えて、幼稚園における在園児を対象とした預かり保育が幼稚園型として一時預かり事業となります。町内の3幼稚園全てで預かり保育を実施しています。

(単位：延べ利用人数／年、か所)

一時預かり事業		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
一般型	延べ利用人数	167	129	154
	か所数	1	1	1
幼稚園型	延べ利用人数	3,216	2,390	2,104
	か所数	3	3	3

⑨ 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の保育時間を超えて保育する事業です。

本町では、平日、土曜日とも基本利用時間8時30分～16時30分を7時～19時に保育時間を延長しています。新制度においては、11時間利用を基本とする「保育標準時間」と8時間利用を標準とする「保育短時間」が設定され、それぞれの基本利用時間を超える時間について延長保育が適用されます。

(単位：利用人数、か所)

延長保育事業	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
実人数	124	140	115
施設数	3	3	3

⑩ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供して、健全育成を図っています。

本町では、2か所（淡輪学童・深日学童）で実施しており、平成25年度に6年生まで対象年齢を拡大しています。

- 定員 淡輪学童 90人（2か所相当）、深日学童（多奈川学童含む）30人

(単位：利用人数、か所)

放課後児童健全育成事業	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み
登録児童数	154	156	174
施設数	2	2	2

第5章 円滑な障害福祉サービス等提供のための方策

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定に当たっては、国が定めた基本指針、大阪府がとりまとめた基本的な考え方に即し、以下の事項について第7期岬町障害福祉計画・第3期岬町障害児福祉計画期間中において、施策の展開を図ります。

1 基本的理念

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

○障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体制の整備を推進します。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

○障害福祉サービスの充実と均てん化を図るとともに、発達障害者や高次脳機能障害者が障害者総合支援法の給付対象であることを周知し、難病患者の障害福祉サービスの活用を促進します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- 日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保するなど、重度化・高齢化に対応したグループホームを充実させることにより、障がい者が安心して暮らすことができる住まいの場を提供し、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の確保を目指します。
- 地域生活支援拠点等の整備や卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした継続的な支援を行います。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域の相談等を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機能協働の中核的機能、コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援の実施を検討します。
- 相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援や、伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援の実施を検討します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

- 障害児通所支援等を充実し、障害児支援の均てん化を図り、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築を図るとともに、地域社会への参加やインクルージョンを推進します。
- 医療的ケア児に対する支援においては、包括的な支援体制の構築を目指します。

(6) 障害福祉人材の確保

- 障害福祉人材（特にグループホームの世話人や相談支援専門員）を確保するため、専門性を高めるための研修の実施や、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報等に取り組みます。
- 障がい福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減・業務の効率化などの促進に取り組みます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

- 障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、特に、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保に努めます。
- 視覚障害者等の読書環境の整備を推進し、体育館や宿泊施設、遊技施設等でのバリアフリー化や情報保障などハード面やソフト面での環境整備に努めます。

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 全国で必要とされる訪問系サービス、希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

- 訪問系サービスの充実を図り、希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保に努めます。

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

- グループホームの充実を図るとともに、入所施設等から地域生活への移行を進めます。なお、入所施設等から地域生活への移行を進めるに当たっては、適切に福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努めます。
- 地域生活支援拠点等において、コーディネーター等の配置の必要性を含め、地域性かう支援拠点等の機能について検討し、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を目指します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

- 障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。
- 障がい者を雇用していない企業の意識改革、就労移行支援事業所等の確保と機能向上、障がい特性やニーズに応じた支援の充実を目指します。

(4) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者等に対する支援体制の充実

- 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者及び難病患者の支援ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や地域資源の開発等を通じた支援体制の整備を目指します。
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実に努めます。

(4) 依存症対策の推進

- 依存症対策については、幅広い普及啓発、相談機関等の周知及び整備、回復支援が重要となっていることから、関係者が密接に連携して依存症である者及びその家族に対す支援に努めます。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の充実・強化

- 相談支援事業者等が、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携が図れるよう支援します。
- 相談支援を行う人材の育成支援、アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導や助言の実施のほか、利用者や地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、相談支援事業所の充実のため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、主任相談支援専門員の確保に努めます。
- 相談支援体制については、指定特定相談支援事業所や委託相談支援事業所等の機関の役割を地域の実情に応じて整理・分担し基幹相談支援センターが各事業所への助言や人材育成を行い、自立支援協議会の運営に積極的に介入し、地域づくりを進めることができる相談支援体制の充実・強化に努めます。
- 精神障がい者や精神保健に課題を抱える者やその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援体制の整備に努めます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

- 障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の数等を勘案し、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保に努めます。
- 地域生活の定着や継続のために、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障害者等に対する支援

- ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者やその家族等に対する支援体制を確保するとともに、大阪府の初診待機解消等の施策を踏まえ、発達障害の診断等を専門的に行うことのできる医療機関等の確保に努めます。

(4) 協議会の活性化

- 地域自立支援協議会の運営においては、障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善・実効性の確保・機能充実等を図ります。
- また、大阪府と市町村が設置する地域自立支援協議会が相互に連携し、府内各地域の好事例の取組を共有することや意見交換等を行う事で協議会の活性化に努めます。

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 地域支援体制の構築

- 児童発達支援センターにおいては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な障害児通所支援の体制整備を図り、障がい児の地域社会への参加やインクルージョンを推進します。
- 障害児入所施設においては、専門的機能の強化を図りつつ、地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援を行うなど、地域に開かれたものになるよう事業者と連携して取り組みます。加えて、短期入所や親子入所等の実施体制の整備を検討します。
- 障害児入所施設に入所している児童の18歳以降の支援の在り方について協議体制の整備を図るとともに、障害児通所支援事業所や障害児入所施設において、支援の質の向上と支援内容の適正化に努めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て支援施策や母子保健施策、小児慢性特定疾病施設との緊密な連携を図ることにより障害児通所支援の体制整備や障がい児の早期発見・支援や健全育成を推進します。
- 学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等と緊密な連携を図り、就学時や卒業時の支援を円滑に引き継げるよう努めます。
- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援における学校の空き教室の活用や関連施策との緊密な連携促進に資する実施形態を検討します。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が療育機関としての機能を十分に発揮し、障がい児のライフステージに応じた対応力を培っていくことが重要であり、事業所の機能強化やサービスの質の向上に努めます。
- 府立福祉情報コミュニケーションセンター等関係機関との連携により、難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につなげるよう努め、新生児聴覚スクリーニング検査から相談支援や療育に円滑かつ確実につなげる体制整備を検討します。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

- 障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等との支援協力体制が構築できるよう支援します。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- 重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズを把握することで、支援体制の充実を図り、ニーズの把握に当たっては、施設・事業所だけでなく、重症心身障害児や医療的ケア児の支援体制の現状も併せた把握に努めます。
- 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、家庭環境を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要であり、ニーズが多様化している状況を踏まえ、短期入所の役割や在り方を検討します。
- 保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設置し、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。また、医療的ケア児が必要とする分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を検討します。
- 新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援や、医療的ケア児の育ちや暮らしの支援に向けた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、医療的ケア児の育ちを保障するための協議の場を活用した社会資源の開発・改善に努めます。
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児に対する支援体制の整備を図ります。
- 虐待を受けた障がい児に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

- 障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、支援に当たって関係機関をつなぐことにより、障害児相談支援の質の確保・向上に努めます。

5 障がい者等に対する虐待の防止

- 住民等から虐待に関する通報があった場合には、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、終結に至るまで適切に対応します。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識をもち、障がい者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めます。
- 相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知に努めます。
- 障害者虐待防止センターを中心として、児童相談所、精神保健福祉センター、障がい者及び障がい児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等で構成される虐待防止ネットワーク等を活用したり、虐待の増減・発生要因の分析等を通じて、虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組等を検証し、必要に応じてマニュアルの見直し等を実施することにより、虐待の未然防止・早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。
- 死亡事案等重篤事案については、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無を判断するとともに、発生要因の分析や事後検証を実施して再発防止に向けた取組を検討・実施します。また、状況が切迫していて直ちに対応が必要となる虐待事案が発生する可能性があることも踏まえ、夜間・土日祝日等閉庁時間の対応、警察・医療機関等との連携などにより相談・通報体制の充実に努めます。
- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所等に対して、障がい者の虐待防止や成年後見制度の利用促進等権利擁護に関する研修を実施に努めます。

6 意思決定支援の促進

- 意思決定支援ガイドライン等を踏まえ、事業所がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援するなど、障がい者の自己決定の尊重に基づいた支援に努めます。

7 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

- 障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進に向けて、文化芸術活動に関する相談支援、支援人材の育成、関係者のネットワークづくり、文化芸術活動に参加する機会の確保や障がい者の文化芸術活動の情報収集・発信などの地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援に努めます。

8 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

○障がい特性に配慮した意思疎通支援のニーズを把握するための調査等、ニーズに対応した支援に必要な意思疎通支援者の養成、意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり、遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用のような取組みを実施することにより、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進に努めます。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

○障がい者差別の解消を効果的に推進するには、身近な地域での主体的な取組が重要であることから、相談体制を整備するとともに、障害者差別解消支援地域協議会の設置を検討します。また、相談事例や差別解消に向けた取組の共有・分析、さらに障害特性を理解するための研修・啓発の実施に努めます。

10 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

○障害福祉サービス事業所等において、発災時等を見据えて平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めます。また、発災時等は福祉避難所として地域の安全提供の拠点として機能することも踏まえ、防災対策を検討します。さらに、自然災害に起因する防災対策だけでなく、防犯対策や新型コロナウイルス感染症などの新興感染症の対応などの取組を検討します。

○障害福祉サービス事業所等を利用する障がい者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点も含めた職員への研修を充実するとともに、職員の過重な負担等により精神的に孤立することのないよう職場環境の改善を図るよう事業者と連携します。

11 ユニバーサルデザインの推進

○ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化の推進や、十分な情報・コミュニケーションの確保を通じて、ハードとソフトの両面から地域での快適な生活環境の整備を図ります。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制及び関係機関の連携

障がいのある人の施策は、福祉・保健・教育・労働などの行政分野のみならず、地域の協力、企業、関係団体、サービス事業所など多岐に及んでいることから、「岬町障害者施策推進協議会」のなかで、地域の関係機関が連携を図るとともに、幅広い意見交換を行い、各分野の各年度におけるサービスの実施状況や進行状況を共有します。

庁内においては横断的な連携を行い、各分野の進捗状況を把握するとともに、全庁的な取組として推進します。

2 制度の普及啓発等

障害者総合支援法の目的である「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠であり、共に計画の着実な推進に努めます。

さらに、相談支援、障害福祉サービス、地域生活支援事業等に関する情報については、「広報岬だより」や各種パンフレット、町ホームページ等により利用しやすく、分かりやすい適切な情報提供を図ります。

3 計画の点検・評価

本計画の進行管理は、町(行政)の責務として、「計画(Plan)」、「実施(Do)」、「点検・評価(Check)」、「見直し(Act)」のPDCAサイクルに基づき、実施します。

本計画を所管する地域福祉課を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進します。

本計画の主要な取組などについては、毎年度、施策の進捗状況、実施後の成果、効率性、利用者の満足度などの視点を踏まえ、主要な取組の担当課がそれぞれ点検・評価し、その内容を福祉課が収集・把握します。

その結果に基づき、次年度の施策・事業の改善や見直しを行います。

